

**「車ふれあいまつり’ 2012」**  
**(第19回山梨県自動車整備技能競技大会)**  
**(自動車点検整備推進イベント)**  
**開催のご案内**

自動車の点検整備の重要性と環境保全への取組など、業界の日常的な活動を広く来場者に伝える場として、「車ふれあいまつり’ 2012」を開催致します。特に、確かな整備力を持った国の認証を受けたAMSマークの自動車整備工場の存在と、技能鍛錬の姿勢を広くユーザーに周知することを目的に、第19回山梨県自動車整備技能競技大会並びに各種自動車点検整備推進イベントを行います。

会員の皆様の応援並びにご参加をお願いします。

◆ 開催日時 11月17日（土）

◆ 開催場所 アイメッセ山梨（甲府市大津町）

#### 入庫促進・点検整備推進

- ・予防整備の必要性と会員工場が車両法に基づく自動車分解整備事業の認証を取得し、健全な整備事業の発展に寄与していることを分かりやすくアピールする。
- ・定期的な点検整備でクルマの健康管理
- ・点検整備を怠ると発生する故障事例
- ・クルマのエコ性能を維持する点検整備
- ・長期使用されたクルマは点検整備を確実に
- ・クイズによる推進活動
- ・スタンプラリーの実施 など

#### 環境・地域社会貢献活動

- ・CO<sub>2</sub>排出量-5%削減への取り組み
- ・リサイクル部品の活用
- ・社会貢献活動 「子ども110番のお店」
- ・社会福祉関連事業 「チャリティーバザー」

#### 確かな整備力・技能のアピール

- ・業界の教育訓練、技能鍛錬の姿勢を広く社会に示す。
- ・業界に対する正しい理解と認識を高め、自動車の安全確保及び環境保全に寄与していることを示す

#### 集客アイテム

- ・キャラクターショーの実施 子ども達に大人気のキャラクターショーを行うことにより、ファミリー層の集客
- ・飲食コーナーの設置 来場者の滞留時間も長くなり、より開催趣旨を伝えやすくなる。
- ・遊具の設置

#### 第19回山梨県自動車整備技能競技大会

- ・1年点検整備及び日常点検をベースとした点検、測定、整備を実施することにより、会員の技術力アップを図る。
- ・競技をオープン化し、来場者にも大会の進行を見学してもらい、会員工場の技術力を認識して頂く。

#### 懐かしのクルマ

会員工場で大切に保管されている‘懐かしのクルマ’を持ち寄り、長い年月を経ても走行可能なクルマを次の要領で展示し、整備の大切さを表現したいと思いますので、出展のご協力をよろしくお願ひいたします。

- ◇ 展示場所 アイメッセ山梨 屋内展示場
- ◇ 対象車両 昭和55年(1980年)以前の車両(2・3・4輪を問わず)
- ◇ 問い合わせ 振興会総務課(055-262-4422)まで

## 平成24年度自動車点検整備推進運動の実施について

国土交通省より9、10月の2ヶ月間を強化月間として、「自動車点検整備推進運動」を全国的に展開する旨の通知がありましたのでお知らせします。当会ではマイカー点検キャンペーンと本推進運動を併せて行い、積極的に各種イベントに参加しPRします。また、当運動の「ポスター」と、当運動の一環として「大型車の車輪脱落事故を防止するため必要な点検・整備及び大型自動車の火災防止」を啓発するためのチラシを配布します。事業所におかれましてもポスターの掲示等よろしくお願いします。



「自動車点検整備推進運動」

PRポスター



「大型車の車輪脱落事故を防止」

PRチラシ

### 平成24年度「自動車点検整備推進運動」実施要領 抜粋

主催 國土交通省自動車局

#### 目的

自動車は、国民の生活や経済の発展に必要不可欠なものであり、十分に定着した移動手段となっている。一方、我が国の交通事故の発生件数は、依然として厳しい状況にあり、大型車の車輪脱落事故や車両火災事故の防止を含む自動車の不具合による事故を減らすことが求められているとともに、環境面においても、排出ガスによる大気汚染や地球温暖化問題への対応が重要となっている。

本来、自動車ユーザーには、自動車の不具合による事故の防止や環境保全を図ることを目的として、自動車の点検・整備（日常点検、定期点検及びその結果必要となる整備をいう。以下同じ。）の実施が義務付けられているが、そのことが自動車ユーザーに十分理解されておらず、その実施状況は十分ではない。

以上のことから、「不正改造車を排除する運動」や「ディーゼルクリーン・キャンペーン」と連携を図りつつ、自動車関係団体等の協力を得て、「自動車点検整備推進運動」を全国的に展開することにより、自動車ユーザーに適切な点検・整備の実施の必要性を理解してもらうとともに、大型車のユーザーにあっては、ホイールの取付状態や燃料装置等について、より確実な点検整備の実施を求めることする。

#### 実施期間

本運動は1年を通して実施するものとするが、平成24年9月1日（土）から10月31日（水）までの2ヶ月間を「自動車点検整備推進運動強化月間」とし、特に重点を置いて実施することとする。

#### 重点項目

- (1) 点検・整備の必要性の啓発（女性、家族、長期使用車両のユーザーに重点を置く）
- (2) 大型自動車に関する適切な点検・整備の実施方法についての啓発
- (3) エコ整備（点検・整備によるCO<sub>2</sub>削減効果をいう。）の積極的な啓発

## ユーザー向け点検・整備啓発チラシ(長期使用車両対策等)について

長期使用車両の点検・整備の推進につきましては、昨年度「長期使用車両向け点検・整備推奨項目」を自動車整備業界として設定して、推進を図っております。

今般、日整連において点検・整備推進関連イベント時において使用する、PR用のツールとして、ユーザー向け点検・整備啓発チラシを作成しました。

当該チラシにおいては、既に配布しました冊子「定期点検整備入庫率向上による売上拡大のために」において、需要開拓の余地があるサービスとして紹介しております「車検・定期点検入庫時以外での消耗品交換」や、故障診断作業点数を設定したことにより、今後、故障時以外においても整備需要が見込まれる「スキャンツールによる車両診断」について、整備工場において提供可能なサービスとして紹介しております。

イベントや街頭検査の際にユーザーへ配布し、長期使用車両の点・検整の備推進に加え、ユーザーとの接触機会の増加による入庫率拡大の推進を啓蒙して参ります。



おもて

うら

## 竜南エコフェスタ（甲府西支部）へ参加しました

自動車ユーザーとのコミュニケーションを深めつつ、自動車の適切な点検・整備の実施促進についての知識と理解を広め、自動車の保守管理意識の高揚を図るため、また子ども110番のお店のPRとして、8月25日（土）疾測量 前広場において開催された標記イベントに参加しました。当日は猛暑の中、大変多くの子供連れのご家族がブースを訪れ大人気でした。甲府西支部の皆様、お忙しい中お疲れさまでした。



## 平成24年度 秋の全国交通安全運動において横断幕を設置します

9月21日（金）から30日（日）までの10日間「秋の全国交通安全運動」が実施されます。また、運動期間中の9月30日（日）は「交通事故死ゼロを目指す日」として本運動と連動した取り組みを実施します。

本運動では「子どもと高齢者の交通事故防止」を運動の基本として位置づけているとともに、現下の交通事故情勢を踏まえて4点の重点を定めました。

つきましては、各事業所におかれましても交通事故防止の徹底を図られますようご協力をお願いいたします。

当会においても「秋の全国交通安全運動」に協力し9月21日（金）から10月19日（金）までの30日間の約1ヶ月間、山梨県下約48ヶ所に横断幕を設置予定です。設置場所については、現在管轄支所・市役所等に申請しています。『交通安全』にご協力をお願い致します。

### ・運動のスローガン

**心地良い 交通マナーが 照らす未来（あす）**

### ・運動の目的

本運動は、広く県民に交通安全思想の普及・浸透を図り、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣付けるとともに、県民自身による道路交通環境の改善に向けた取組を推進することにより、交通事故防止の徹底を図ることを目的とする。

#### 1. 運動の基本

秋の交通安全運動では、少子化が進む中、次世代を担う子どものかけがえのない命を社会全体で交通事故から守ることが重要であるにもかかわらず、全国的に通学中の児童が一度に複数名死傷する交通事故が発生するなど、依然道路において子どもが危険にさらされていること、また、高齢者の交通事故死者数は交通事故死者数全体の6割以上を占め、その減少が強く求められていることから、これらの交通事故情勢に的確に対処するため、「子どもと高齢者の交通事故防止」【全国基本】を基本とする。

#### 2. 運動の重点

秋口における日没時間の急激な早まりとともに、例年夕暮れ時や夜間には、重大事故に繋がるおそれのある交通事故が多発し、歩行中・自転車乗車中の死亡事故が増加すること、後部座席シートベルトの着用率やチャイルドシートの使用率がいまだ低調であること、重大事故の原因となる飲酒運転による悲惨な交通事故が依然として後を絶えないこと、二輪車の交通事故が増加していることなどから、次の4点を重点とする。

- (1) 夕暮れ時と夜間の歩行中・自転車乗用中の交通事故防止（特に、反射材用品等の着用の推進及び自転車前照灯の点灯の徹底）
- (2) 全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底
- (3) 飲酒運転の根絶
- (4) 二輪車の交通事故防止

## ○振興会横断幕掲示

9月21日（金）から10月19日（金）まで

8,000 mm



取付方法：ロープ（6~7mm）又は針金（3mm）にて固定

## ○設置予定場所

市町村	歩道橋名	市町村	歩道橋名
甲府市	甲府市向町	中央市	田富
	甲府警察署前	昭和町	押越
	甲府市相生	身延町	下山公民館前
	国母清水新居	富士川町	鰍沢役場入口前
	富竹第二	南部町	越渡
	甲府市富竹	笛吹市	夏目原
	南高等学校前		石和南小学校前（上り）
	甲府市国母		石和南小学校前（下り）
	甲府市上阿原		八代町南
北杜市	緑ヶ丘	山梨市	下釜口
	北新		落合山梨小学校前
	武田	甲州市	東雲
	美咲		勝沼
	竜王駅入口	鳴沢村	鳴沢
甲斐市	篠原	富士吉田市	新屋
	山県神社北	山中湖村	山中湖
	武川町牧原	富士河口湖町	小立
韮崎市	韮崎市船山越	大月市	大月市初狩町中初狩
南アルプス市	清水		真木入口
	十日市場 角力場	都留市	都留市東桂
	十五所	西桂町	西桂町小沼
	八田	上野原市	鶴川入口
	桃源郷マラソン橋		四方津公民館前
	上今諏訪連絡橋		
	甲西バイパス在家塚		

## 各種研修・講習会のお知らせ

### 1. 整備主任者(技術)研修

標記研修を次のとおり実施致します。該当事業場には事前に通知致しますので、必ず受講されますようお願い致します。

**研修対象者は、各事業場で選任されている整備主任者（1事業場1名以上）**

◇ 研修会場 (社) 山梨県自動車整備振興会 研修センター及び実習場

◇ 担当講師 各ディーラー技術担当者

◇ 研修内容 学科：新機構・新装置について

実習：オートマチック・トランスミッションの構造・機能及び故障診断

◇ 受講料 6,500円（テキスト代含む）

【使用テキスト】

・平成24年度版 自動車整備新技術（学科研修用） 945円

・平成24年度版 自動車整備新技術（実習研修用） 1,155円

◇ 研修日時 受付 9:00～9:30

研修 9:30～17:00 **※日程につきましては、下記の表を参照して下さい。**

	月日	曜日	該当支部	受講予定者数	担当		
					学科(小型)	実習	学科(大型)
1	9月13日	木	岳麓①	45	トヨタ	トヨタ	日野
2	9月20日	木	岳麓②	45	日産	日産	三菱ふそう
			大月				
3	10月4日	木	南アルプス南	50	マツダ	マツダ	いすゞ
			峡北				
4	10月11日	木	塩山	50	トヨタ	トヨタ	UDトラックス
			南巨摩南				
5	10月18日	木	南巨摩北	50	ホンダ	ホンダ	日野
			南アルプス北				
6	10月25日	木	都留	50	日産	日産	三菱ふそう
			上野原				
7	11月1日	木	韋崎	40	スバル	スバル	いすゞ
			市川				
8	11月22日	木	甲府南①	50	トヨタ	トヨタ	UDトラックス
9	12月6日	木	甲府南②	50	ダイハツ	ダイハツ	日野
			甲府西				
10	12月13日	木	甲府北	45	三菱	三菱	三菱ふそう
			甲府東				
11	1月17日	木	二輪	20	二輪	二輪	
12	1月24日	木	東八①	50	トヨタ	トヨタ	いすゞ
13	2月7日	木	東八②	45	ホンダ	ホンダ	UDトラックス
			日下部				
14	2月14日	木	その他	20	スズキ	スズキ	日野

## 2. 整備主任者(法令)研修

標記研修を、下記により実施致します。標記研修会のご案内は、追って郵送にて各事業場へ通知致しますので、必ず受講されますようお願いします。

### ◇ 研修対象者

- ・事業場から届け出されている全ての整備主任者。ただし、自動車検査員と整備主任者を兼務している者及び自動車検査員の資格を有する整備主任者であって、平成24年度の自動車検査員研修を受講した者は、本研修を受講した者として取り扱う。
- ・現に整備主任者として選任されていない者で、自動車検査員教習を受講予定の者。
- ・平成24年度第1回自動車検査員教習修了者で、平成24年度自動車検査員研修を受講していない者。

### ◇ 研修会場

- ・(社)山梨県自動車整備振興会 研修センター
- ・富士吉田市民会館(富士吉田市)

### ◇ 研修費用

- ・2,900円(受講料1,700円、資料代1,200円)研修資料については原則1事業場1セット以上の購入となります。なお、複数整備主任者を選任している事業場が受講する場合は、研修資料を交代で活用することも可能とします。ただし、**同時に複数での受講の場合は各自1セットになります**のでご注意下さい。したがって1事業場で別々に受講される場合は、資料を持参すれば、研修費は1,700円となります。
- ・研修資料は、国土交通省及び関東運輸局のホームページから印刷したものを持参して利用することもできます。

#### ホームページからダウンロード、印刷し持参する場合

##### ①全国共通教材(国土交通省)

「平成24年度版最近改正された法令・通達集(整備事業編)」

##### ②地域教材(関東運輸局自動車技術安全部)

「整備主任者業務の手引き」

※関東運輸局ホームページに掲載 → 【整備主任者研修】で検索

**注意 : 研修資料は①、②両方必要です。**

##### 【使用テキスト】

- ・平成24年度版 最近改正された法令・通達集 500円
- ・平成24年度版 整備主任者業務の手引き 700円

### ◇ 研修証明

研修修了の証明を行いますので、**自動車整備技能者手帳**を必ず持参して下さい。

◇ 日程表

月 日	受付研修時間帯	該 当 支 部
10月 1日（月）	午前の部	東八・塩山
	午後の部	日下部・大月・上野原・その他
10月 2日（火）	午前の部	甲府東・甲府南
	午後の部	韮崎・南巨摩南・南巨摩北・都留
10月 3日（水）	午前の部	岳麓（会場：富士吉田市民会館）
10月 9日（火）	午前の部	南アルプス南・南アルプス北・市川
	午後の部	甲府西・甲府北・峠北

◇ 時間割 【午前の部】受付 9:00～ 9:30 研修 9:30～12:10  
【午後の部】受付 13:00～13:30 研修 13:30～16:10

**3. ハイブリッド車（プリウス）整備講習会**

ハイブリッド車の車検整備における一部定期交換部品として、「ブレーキフルード」、「インバーター冷却水」等がありますが、ECB搭載のプリウスは通常のペダリング方法だけでは、フルード交換が出来ません。

また、インバーターの冷却水交換においては、冷却水通路のエア抜きが必要となります。  
「整備時の注意点」、「整備モード」、「ブレーキ禁止モード」、「ECB搭載ブレーキのフルード交換」、「インバーター冷却水の交換」等、これら車検整備時に必要な事柄を実習にて行います。

◇ 受付期間 **8月6月（月）～9月28日（金）**

◇ 講習日時 **10月10日（水）9:30～17:00**

◇ 講習会場 (社)山梨県自動車整備振興会 研修センター及び実習場

◇ 担当講師 ディーラートレーナー、振興会

◇ 講習内容 ハイブリッド車の整備における注意点

(30系) 整備モード、ブレーキ禁止モードへの移行方法

(20系) ECB搭載ブレーキフルード交換実習

(10系) インバーター冷却水の交換実習

補機バッテリー交換時の各システム初期化方法

◇ 持ち物 筆記用具

◇ 受講料 5,000円（資料代含む）

（申込後の未受講において、受講料の返金は出来ませんのでご了承下さい。）

◇ 定員 **30名**（定員になり次第締切とさせて頂きます）

#### 4. 外部診断機等取扱講習会 (スキャンツール基本研修)

自動車の故障探求に今後なくてはならない機器となってしまった外部診断機！  
故障探究の診断機としてだけでなく、日々の整備にも活用しましょう！！  
全ての車を入庫の際にまず診断し、「異常がないか」を確認することも整備をする上で重要！  
お客様に「確実な整備」で「安心」「安全」を伝え、「顧客満足度アップ」を目指しましょう。  
入庫時、整備後のデーター提示で、整備トラブル防止にも役立つアイテムとなる事でしょう。  
振興会所有の外部診断機を使用して、「機器の取扱い方法」及び「実車での簡易な故障探求」を行います。

- ◇ 講習対象者 3級整備士以上で、外部診断機を初めて操作される方。
- ◇ 受付期間 **8月1日（水）～10月12日（金）**
- ◇ 講習日時 **10月16日（火）9：30～16：00**
- ◇ 講習会場 (社) 山梨県自動車整備振興会 研修センター及び実習場
- ◇ 担当講師 振興会
- ◇ 講習内容 スキャンツール（日立HDM3000・デンソードスト-2）を使い、  
機器の取扱い方法と実車での簡易な故障探求  
（以前行いました外部診断機等取扱講習と同じ内容です）
- ◇ 持ち物 サーキットテスタ（デジタル）、筆記用具
- ◇ 受講料 4,000円（資料代含む）
- ◇ 定員 **先着20名**（定員になり次第締切とさせて頂きます）

#### 講座申込方法

申込書は、教育課窓口にあります。  
また、振興会ホームページ (<http://www.ams.or.jp>) の「会員ページ」からもダウンロードできます。必要事項を記入の上、受講料を添えて教育課までお申し込みください。

## 5. スキャンツールを活用する事業場の認定制度 「コンピューター・システム診断認定店」創設のご案内

近年、自動車の安全・環境性能の向上に伴い、電子制御による新技術の利用が広がっています。

この性能を維持するためには、適切な点検整備を行なうことが重要であり、故障を診断し必要な整備が効果的に行える汎用型のスキャンツールの普及や整備要員の技能向上等の人材育成が求められます。

このような状況を踏まえ、日整連において、整備事業場における新技術への対応力の強化、並びにユーザーの入庫促進の手段とし、スキャンツールを活用して、整備、診断作業の効率化を図ると共に、電子制御の機能診断が実施できる整備事業場を認定する制度が創設されました。

認定の要件には

- ①「スキャンツール基本研修」及び「スキャンツール応用研修修了者」又は、一級自動車整備士の在籍
- ②スキャンツールの保有（機器の条件あり）
- ③FAINESへの加入

以上の3点が定められています。

詳細は下記の「スキャンツール活用事業場認定規則」を参照してください。

認定要件にある①「スキャンツール応用研修」につきましては、平成25年度に開催を予定します。上記「スキャンツール基本研修」につきましては、当振興会で行っていた「外部診断機等取扱講習」と同じ内容ですので、過去に「外部診断機等取扱講習」を受講した方は、「スキャンツール基本研修」を受講済み扱いとします。また、スキャンツールメーカー、損害保険会社、電装品組合等が実施した整備事業者向けの研修で、スキャンツール活用研修会実施要領で定めた研修内容、時間、教材、指導員が基本研修と同等以上の研修を受講した方も同様に受講済みとしますので、終了証等の提示をして頂ければ確認させて頂きます。

### スキャンツール活用研修の概要

#### 1. 研修対象者

- ・基本研修は、原則として三級自動車整備士以上で、主にスキャンツールの未経験者
- ・応用研修は、原則として基本研修修了者とし、この他に、基本研修修了者と同等以上の知識・技能を有する者。

#### 2. 研修内容

- ・基本研修は、スキャンツールの一般的な知識・技能を習得する内容
- ・応用研修は、スキャンツールの基本研修のステップアップを図る研修とし、高度な診断・整備技術を習得する内容

#### 3. 研修時間

- ・基本研修の研修時間は、実習4時間以上を含めた概ね6時間以上とする。
- ・応用研修の研修時間は、実習を中心に6時間以上とする。

# 「スキャンツール活用事業場」認定規則

(社)日本自動車整備振興会連合会  
平成24年3月28日

## (目的)

**第1条** この制度は、スキャンツールを活用して整備作業、診断作業の効率化を図るとともに、自動車の電子制御装置の機能診断が実施できる整備事業場を認定することにより、ユーザーの信頼を獲得することを目的とする。

## (組織及び業務等)

**第2条** 制度の運用、管理は、中央においては(社)日本自動車整備振興会連合会(以下「日整連」という。)が、地方においては各都道府県自動車整備振興会(以下「地方整振」という。)が、これを行う。

2 日整連は、次の業務を行う。

- (1) スキャンツール活用研修の指導員の養成に関すること。
- (2) 認定ツールの受注、供給に関すること。(別紙1:認定ツール)

3 地方整振は、次の業務を行う。

- (1) スキャンツール活用研修会の開催に関すること。
- (2) スキャンツール活用研修修了証に関すること。(別紙2:研修修了証)
- (3) 事業場の認定の審査に関すること。
- (4) 認定ツールの発注に関すること。
- (5) 認定事業場の管理に関すること。

## (認定の名称)

**第3条** 認定の名称は、「コンピュータ・システム診断認定店」とする。

## (認定の要件)

**第4条** 地方整振の会員で、次に掲げる(1)~(3)の要件を全て充足している事業場であること。

- (1) スキャンツール応用研修修了者又は一級自動車整備士が1人以上勤務していること。
- (2) スキャンツールを保有していること。ただし、J-OBDⅡ対応、DTC読み取り・消去、作業サポート、データモニタ、フリーズフレームデータ、アクティブテストの機能を有するもの
- (3) FAINESに加入していること。

## (スキャンツール活用研修)

**第5条** スキャンツール基本研修及びスキャンツール応用研修の内容、研修時間等は、スキャンツール活用研修実施要領に定める。

(認定の審査)

第6条 地方整振は、事業場から「コンピュータ・システム診断認定店」の申請があった場合には、事業場認定要件審査台帳に基づき審査を行う。(別紙3：事業場認定要件審査台帳)

(事業者の責務)

第7条 認定を受けた事業者は、点検・整備の取引に際し、顧客に対しスキャンツールによる診断結果について説明し、かつ可能な限り診断結果の印刷物を提供すること。

(認定の解除)

第8条 認定を受けた事業者は、第4条に示す認定要件を充足できない状態になった場合には、速やかに所属の地方整振に届け出なければならない。

附 則

(実施期日)

この認定規則は、平成24年4月1日から実施する。

別紙1 認定ツール（例）：卓上盾



別紙2 修了証

スキャンツール  
(基本・応用)研修修了証

日整連 太郎 殿  
(修了番号 ○○○○○)

上記の者は、スキャンツール(基本・応用)研修を修了したことを証します。

平成 年 月 日  
○○○自動車整備振興会  
会長 ○○ ○○ 印

## 第120期技術講習所受講生募集のご案内

◇募集種目・募集人員

種目	募集人員数
二級ガソリン	40
三級ガソリン	40

(受講希望人員10人未満の場合は開講いたしません。)

◇申込期間 **8月13日（月）～9月28日（金）**

※ 受講希望者は受講申請書（教育課窓口にあります）に必要事項を記入のうえ  
受講料を添えてお申し込み下さい。

(受講者の都合により未受講となった場合の受講料の返却はいたしません。)

◇受講料

種目		受講料	備記
二級ガソリン	会員	57,000	受講料には、テキスト代・資料代を含みます。
	会員外	82,000	
三級ガソリン	会員	57,000	
	会員外	82,000	

◇予定講習日程（講師の都合上、予定を変更する場合があります。）

①二級ガソリン 原則 火、金曜日の20日間を予定（土曜日1日含む）

講習日（予定）						
10月	23日（火）	26日（金）	30日（火）			
11月	6日（火）	9日（金）	20日（火）	27日（火）		
12月	4日（火）	7日（金）	11日（火）	18日（火）		
1月	11日（金）	15日（火）	18日（金）	22日（火）	25日（金）	29日（火）
2月	1日（金）	9日（土）	12日（火）	19日（火）★		

②三級ガソリン 原則 火、金曜日の20日間を予定（土曜日1日含む）

講習日（予定）					
10月	23日（火）	26日（金）	30日（火）		
11月	2日（金）	6日（火）	20日（火）	27日（火）	30日（金）
12月	7日（金）	11日（火）	14日（金）	21日（金）	
1月	11日（金）	15日（火）	18日（金）	22日（火）	25日（金）
2月	5日（火）	9日（土）	15日（金）	22日（金）★	

【★：予備日】

③講習時間 9：10～15：50（1日 6時限）

④開講式 **10月23日（火）**（講習開始初日）**9：00**

（社）山梨自県自動車整備振興会 大講堂

⑤修了式（予定）平成25年 2月 中旬

◇受講資格（実務経験は講習修了日までとする）

二級ガソリン	三級の技能検定に合格した者で技能検定合格の日から自動車の整備作業に関して <b>3年以上の実務経験を有する者</b> (大学機械科卒1.5年、高校機械科卒2.0年)
三級ガソリン	自動車の整備作業に関して、 <b>1年以上の実務経験を有する者</b> (大学機械科卒0.5年、高校機械科卒0.5年)

◇その他

- ① 本講習は検定試験の実技試験免除の講習です。
- ② 受講者は、白色作業服を着用していただきます。
- ③ デジタルサーチットテスタをご用意下さい（ポケット型は不可）

※商工組合販賣課で下記を取り扱っています。

☆白色作業服	3,045円（S～3Lまで） 3,255円（4L～BXL）
☆デジタルサーチットテスタ	7,000円

平成24年度第1回自動車検査員教習試問結果について

標記自動車検査員教習試問が7月10日（火）に実施され、その結果は次のとおりでした。

申請者	受験者	合格者	合格率
48名	48名	19名	39.6%

## 全国の整備相談所に寄せられた整備相談事例 Vol. 8

整備業界における社会的責務の増大等、業界を取り巻く諸環境の新たな転換に対応するため、「自動車整備相談所」を各都道府県振興会に開設し、整備に関するユーザーの相談を適正かつ迅速に処理し、一層の信頼性の確保に努めています。

全国から寄せられた整備相談事例を紹介しますので参考とされますようお願いします。

### ケースその1

【相談】神奈川県 女性

【内容】都度修理依頼するもエンジン停止5回目、技術力に不信

・車名：乗用車 ・登録年月：平成18年 ・走行距離：78,000万km

平成23年6月頃から信号待ちで停車するとエンジンが止まってしまうため、ディーラー工場に修理依頼しているが、直したと云われるが同じ症状（5回目）が現れる。その都度、修理費用が掛かるので工場の技術力に不信感を持っているので、良い解決方法はないか相談した。

【対応】

症状が再現しづらい場合には故障原因を突き止めるのは難しい面もあり、推測をしながら作業をするケースはありますが、その都度、修理費用の請求がされるのであれば、作業の方法などを考える必要があるかと思います。相談窓口から話を聞くことはできる旨説明をする（相談者は希望していない）。また、整備工場の能力に不信感をお持ちであるのならば、他の工場で見てもらうことも方法の一つとは思いますが、と提案すると、御主人と相談して考えたいとのこと。その後、連絡なし

### ケースその2

【相談】神奈川県 女性

【内容】作業前の対応（費用説明）について

・車名：輸入車 登録年月：不明 ・走行距離：不明

自宅近くで路上故障のため、レッカー移動を整備工場にお願いをした。作業前の料金説明の無いままレッカー移動が行われ、後日、3万8千円の請求があつた。2年前にも同工場にレッカーアクセスをお願いしたことがあり、レッカーメーカーが無料だったので今回も無料だと思い自分からは料金について確認をしなかったが、料金説明を行わないでいきなりの料金請求には納得ができない。一般的にお金を取るのなら、最初に料金説明をしてから始めるのが常識ではないのか、廃車をする予定だったのでこれほど高額ならばJAFにお願いをしていた。友達に聞いたら振興会で相談に乗ってくれると云われたので相談します。

【対応】

当該整備工場に相談内容を伝えるとともに、状況を確認した。

前回は保険会社扱いのため、ご本人にはレッカーメーカー料金を請求していない。

作業前の料金説明を行っていないかった。（通常、保険会社や警察からの依頼の為に現場での料金問題が発生しないケースが多く意識していなかった。）商取引としては基本的な部分に問題があり、相談者の理解は得られないのではないか、お互いに言葉足らずの部分があると思われる所以相談者と解決に向けた話し合いをするように依頼した。

### ケースその3

【相談】島根県 男性

【内容】依頼していない作業の代金を請求された

- ・車名：不明 ・登録年月：平成19年2月 ・走行距離：32,000km

この工場には初めて車検に出し、納車後に請求書を見たら依頼していないことが実施してあったため同工場に問い合わせたところ（社長が応対）、車検に必要な項目だからと言われた。知り合いの業者（専業・指定工場）に聞いたところ、作業にあたっては、依頼者に確認をとった上で実施する旨返答があった。更に消費者センターにも問い合わせたところ依頼していないものについては、代金を支払う必要はない回答を得た。自分としては、車検整備を実施した事業者の説明不足と考えており、依頼していないものについては支払わない。

【対応】

上記内容を相手方に伝える旨の了解を取り、社長より相談者宛に連絡をさせる旨返答し、電話を切った。社長に確認した結果、振興会に相談があったこと自体多少驚いておられたが、相談内容を説明した上で、相談者宛連絡頂くことについては了承された。その後連絡なし。

### ケースその4

【相談】群馬県

【内容】車検請求額が約束と違う

- ・車名：軽自動車 ・登録年月：不明 ・走行距離：65,000km

平成24年3月23日、当該整備工場で使用していた代車を通勤用に19万で購入。

今年、車検で当該工場へ「安くお願いする、8万円でタイヤ2本交換含む」を依頼。車検完了後、12万9千円の請求書がきた。こんなに費用が掛かるなら電話して欲しい。不信感が起きた。又、他の車にも見積りをしなかった。支払いをしたくない。

【対応】

平成24年3月23日午後5時15分、当該整備工場社長宛に電話連絡し相談内容を伝えて状況を確認。交換部品の連絡は電話にて取ったが、金額を伝えずに了解を得る。（概算見積書は交付していない）

概算見積書未交付から今回のトラブルになった旨及び概算見積書の交付について指導する。相談者が4月24日に当該整備工場へ訪問予定なので、来訪時、よく説明して理解してもらうよう指導する。

### チューブ付タイヤ交換時の注意

チューブ付きタイヤのタイヤチューブは、下記条件の際には新品に交換する必要があります。確実な交換作業とお客様への説明をお願いいたします。

#### 1. 対象車型

チューブ付タイヤを使用している車両全部

#### 2. チューブ交換条件

タイヤを新品に交換した時

#### 3. チューブを同時交換する理由

①チューブはある程度使用されると、外形寸法が成長（大きく）します。一度使用して成長したチューブを新品タイヤに使用すると、表示上は新品タイヤと同サイズでも、実際は大きいチューブを使用することになる為、タイヤ組込み時にタイヤ内部でチューブがシワになり、擦れて損傷を起こす恐れがあります。（日本自動車タイヤ協会解説書及びタイヤメーカーパンフレットに明記）

②また、長年の使用により、タイヤが摩耗時点では、タイヤチューブのエアバルブ内部のバルブコアやバルブステム付け根部の腐食や摩耗及びゴムの疲労が進行している為、エア漏れ等の故障原因となる恐れがあります。

※タイヤメーカー各社のカタログ、パンフレットにも新品タイヤ交換時のチューブ交換を推奨しております。

#### ■タイヤの構造図

